臨時ナンバーとはどのようなものですか？

市町村等が貸与する臨時運行許可番号標のことで、赤色の斜線が入ったナンバープレートのことを言います。

自動車は、正規な登録を受けたナンバープレートを表示し、封印を取り付ける等※一定の要件を満たさなければ
道路を運行することができません。

この要件のうちの一つでも満たしていない自動車を移動させようとする場合には、鉄道や他の自動車に積載する等によるしか方法がないこととなり、必ずしもこの要件の全てを満たすことを要求することが合理的でない場合があります。

そこで、このような自動車を特例的に運行することができるようにしたのが臨時運行許可制度です。

なお、運行要件の該当しない原動機付自転車や小型特殊自動車、さらに、運行要件を満たす意志のない自動車
（専ら山林や公園等で使用し、検査又は登録を受けない自動車）は許可の対象になりません。
詳しい手続きの方法は最寄りの市町村や運輸支局にお問い合わせください。

※　一定の要件とは
1. 自動車登録ファイルに登録を受けたもの
2. 検査を受け有効な自動車検査証の交付を受けているもの
3. 自動車検査証を備え付け、検査標章を表示しているもの
4. 自動車登録番号標を表示しているもの
5. 自動車の構造が保安上又は公害防止の技術基準に適合するもの
6. 自動車の装置が保安上又は公害防止の技術基準に適合するもの
7. 自動車の乗車定員又は最大積載量が保安上又は公害防止の技術基準に適合するもの
8. 自動車損害賠償責任保険の契約が締結されているもの
9. 自動車損害賠償責任保険証明書を備え付けているもの